

九十九里町

木造住宅耐震改修補助制度

のご案内



町では、住宅の安全性の向上を図るため、耐震性がないと診断された木造住宅の耐震改修工事にかかる費用の一部助成を実施しています。

1. 対象住宅

次のすべてに該当する住宅が対象となります。

- ①昭和 56 年 5 月 31 日以前の建築基準法（旧耐震基準）に基づき設計、建築された町内にある木造一戸建て住宅または兼用住宅（延べ床面積の 2 分の 1 以上が居住部分であること。）
- ②地上 2 階建て以下の在来軸組工法により建築された住宅
- ③耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満である住宅

2. 対象者

町内に住所を有する方で、対象住宅を所有し、かつ、現に居住している方

※町税を滞納している方は、補助を受けることができません。

3. 補助対象耐震改修

耐震改修の設計により耐震性の向上を目的とする、町内施工者が行う工事で、改修後の上部構造評点を 1.0 以上にするもの

（町内施工者：町内に本店、支店もしくは営業所等を開設しているもの、または町内に居住するもの）

4. 補助金額

設計、工事監理および耐震改修工事を一体で行う費用の 3 分の 2 の額（千円未満は切り捨て）

※次に掲げる額のいずれか少ない額が上限となります。

①100 万円

②耐震改修工事に要する費用の 5 分の 4 の額（千円未満は切り捨て）

5. 補助金の申請方法

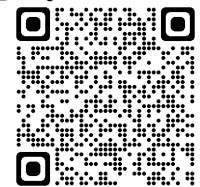
耐震改修工事を実施する施工者と契約を行う前に、下記までお問い合わせください。

※耐震診断を行っていない場合、事前に耐震診断を行う必要があります。

※募集期間がありますので、町ホームページ、町広報紙でご確認ください。

※予め、補助金交付要綱により必要書類等を確認していただくとスムーズです。

《右のQRコードから町ホームページにアクセスできます。》



6. 問い合わせ先・申請先

九十九里町まちづくり課管理係

電話：0475-70-3156



九十九里町

補助金交付申請の手続きの流れ

